

中小企業政策審議会
金融ワーキンググループ
第11回議事録

中小企業政策審議会第11回金融ワーキンググループ
議事次第

日時：平成28年12月20日（火）9：00～10：15

場所：経済産業省別館1階101-2～105会議室

1. 開会

2. 議題

「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて（案）」

3. 事務連絡

4. 閉会

○小林金融課長 お待たせいたしました。定刻過ぎましたけれども、急遽村本座長がご欠席ということになってしまいましたので、今、委員の方々と協議の上、家森先生を臨時の座長ということで会を開かせていただこうと思います。

なお、定足数は過半数を超えておりますので、会議としては成立しているということをご報告いたします。

それでは、慌ただしくてすみません。ただいまから中小企業政策審議会第11回金融ワーキングを開催させていただきます。

まず、お手元の配付資料を確認させていただきます。お手元に座席表、配付資料に続きまして資料1から4まで、主に今回、報告書の概要と報告書案、分厚いものということでお配りさせていただいております。ご確認いただきまして資料の漏れがありましたらお申しつけいただければと思います。

それでは、以降の議事について、家森先生、お願いいたします。

○家森座長代理 ただいまご案内のありましたような事情で私がきょうの司会をさせていただきます。

本日の審議は公開のもとで行われます。開催後に議事録、議事概要が公開をされることとなります。

前々回、10月7日には見直しの方向性についてのご議論をいただきました。特にご異論はなかったものというふうに思っております。その後、関係者の方々から詳細についてヒアリングを事務局のほうで行っていただいたようでございます。これらを踏まえて報告書案を本日取りまとめていただいておりますので、本日はこれについて審議を行いたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小林金融課長 それでは、お手元の資料3という大きなA3の資料と、資料4を報告書本体の案ということで、私のほうから簡単にご説明申し上げます。

まずもって、大きなA3の資料、資料3というものをお開きいただければと思います。

前々回、ヒアリングを抜きますと、10月7日に論点整理案ということで同じようなペーパーで、この場でご審議いただきましてご意見いただきましたけれども、大筋については大きなご異論はなかったかと思っております。

その後、今、家森先生からもございましたように、関係団体の方から非公開ではございましたがヒアリングをさせていただき、それからこれまでのご議論というのをもう一度まとめまして、きょう、案という形でお示しする次第でございます。

このA3の紙は、正直申し上げまして、前回と大きくは変わってございません。タイトルとして、まず中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けてということで、信用制度見直しと申し上げてきましたが、こういうタイトルでまとめたらどうかということでございます。

その趣旨として、一番上の箱でございますが、2つ書いてございますが、中小企業のライフステージというのを非常に意識しながら、成長発展と持続的発展という大きく2つのコースがある中で、いずれの場合でも、市場任せではなかなか中小企業に対する金融が円滑化できないといったものがあれば、それに対してしっかり手当をするということで、特に創業期、再生期、危機時、こういったものを考えつつ、信用保証の制度というものを十分に信用を供与するようなものにしたいというのがまず1つ目でございます。

他方で、十分な規律を働かせることによって、これは金融機関の方々に過度に信用保証に依存せずに事業評価をした融資、それから、適切な期中管理や経営支援をぜひしていただいて、中小企業の方に自主的な経営向上の努力をインセンティブといいますか、そういう促進をしていただくということでございます。そういった仕組みのために信用保証制度として何ができるかというのがこのお話の根本でございました。

それで、その下に箱がいろいろありますけれども、これまでご議論いただいておりますように、一番左の上の箱、これがプロパー融資の話でございまして、これは金融機関、今80%融資というのが一般的になってこの10年ぐらいやっておりますけれども、もう一段、金融機関さんの今申し上げました、いろいろな経営支援といったものをぜひ促していただくということで、保証協会と金融機関でプロパー融資がどういうふう到现在までやってきたか、それから、今後どうしていくのかというようなことを一種の対話をさせていただいて、適切にこれを組み合わせていくようなリスク分担のやり方というのを導入したいと思っております。

それから、それを担保するために保証協会、金融機関ごとのプロパー融資の状況についての情報開示というのをさせていただきたいと思っておりますし、報告書本体には書いてありますが、監督指針といったもので保証協会のお仕事のやり方ということでこれは明確化させていただこうと思っております。

それから、箱の右の上でございますが、セーフティネット保証、いわゆる100%保証についてどうしていくのかという議論をさせていただいてきております。これは自然災害であるとか、取引先の倒産であるとか、いろんな種類のものがございまして、特に不況業種としてのセーフティネット保証5号と俗に言われるものについてどう考えるのかというのが焦点でございました。

これについては、もちろん、リーマンショックのときも含めて、非常に効果的に金融収縮のときに機能してきたということでございますが、先ほどのプロパー融資の話と同様、経営改善であるとか経営支援といった、こういったことを考えると少し見直しが必要ではないかということでございました。その機能を少し分けて考えようということで、まさにリーマンショックのようなことが起こったときは、ここに書いてございますように大規模な経済危機への実態に対して、あらかじめ期限を区切った上で迅速に発動できる制度を新たに整備したほうがいいのではないかとというのが1つでございます。

それから、2つ目としては、そうすると、そういう今申し上げたような大きなものを除

いては、むしろ保証割合を100%から下げていくという話をしておりましたが、今回これについては一律80%ということで、ここには明記させていただいております。

それから、その他でございますけれども、創業、小口、事業承継、いろいろございますけれども、左の箱から2つ目、上から2つ目でございます創業支援でございますが、これは、やはり創業期、特に3年目ぐらいまでは、これは財務データもなかなかそろってこないと金融機関のご判断も難しいということもあり、引き続き、これは100%融資保証というのを維持させていただきつつ、手元資金なく、この100%保証を受けられる限度額というのが法律上、今1,000万となっておりますので、これを拡充するというのでこれを2,000万にはどうかというのを明記させていただいております。

それから、そこから下のほうに目を転じまして小規模事業者向けということでございますが、こういった持続的発展をしっかりと支えていくというためには、やはり小さな企業の方、この審議会でも大きな議論になりましたけれども、突発的な事象でちょっと受注が取引先の方との関係でなくなっただけでも大きく経営が急変するというのでございまして、もう少し支援を充実してはどうかということで、これも100%保証というのを維持した小口向け保証というものの枠、これを1,250万から2,000万に拡充するというのを明記させていただいております。

それから、そのすぐ右です、事業承継について、これも承継というのは非常に今大変な問題になっているわけですが、金融面からの1つできることということで、後継者の方が株式取得等に必要となる資金についてこれまで保証がつけられなかったところを、これを対応できるようにしようではないかということでございます。

その他、右のほうの経営改善、事業再生、再チャレンジ支援、円滑な撤退支援、地方創生の貢献、この辺のところは大きく前回から変わってございません。

あとは、左の下のところ少し色が変わって黄色になってございますが、保証以外のお話ということで密接に関連しているものを書かせていただいております、2つありますけれども、1つ目、ここは書きぶりは余り変えておりませんが、やはり平常時からの資金繰り管理や採算管理を促すような施策をしっかりとやることによって金融機関の方と事業者の方が日ごろからしっかりお話ができていれば、こういった保証の効果も高まるだろうということでございますので、こういったことも明記をさせていただいております。

それから、その1つ下のスラッシュが新しく書き加えさせていただいておりますが、各地域において、やはり、いろんな支援機関というのがございます。この審議会では金融機関と保証協会というのをメインでお話をさせてきておりましたが、やはり、例えば再生支援協議会、それから事業承継であれば事業承継の引き継ぎセンターみたいなものを各県に整備がされたところでございます。それからもちろん、ここにもいらっしゃる中小企業の各団体の方々、はたまた、認定支援機関などのよろず拠点であるとか、いろいろございますので、そういったところとの支援関係というのを強化した上でやっていこう。

特に、この括弧書きに書いてございますが、今回のお話は、どちらかというと未然予防

みたいな要素が大きいと思っております、実際に事業者の方々が本当になかなか立ち直れなくなる前に早目に経営改善していこうというコンセプトで全体やっておりますが、いま、この審議会でもたくさん出てきているように、保証関係でも17万社ぐらいはリスクを繰り返しているということでございますので、こういったところを少しでも正常化をしていけるように、まさに、この支援機関なんかのネットワークを活用しながらしっかりやっていくことが重要ではないかということを書いております。

それから、一番最後の欄外のようなところにありますが、全体について中小企業庁と金融庁さんで十分に連携をして、こういった、今回の制度改正がゆめゆめ中小企業の資金繰りの状況に悪い影響を与えていかないようにウォッチしていくということだと思います。それから、括弧書きに書いてありますが、仮にですが、メインバンクさんが十分な融資を、例えばプロパー用紙がなかなか出せないといったことであれば、保証協会のほうで他の金融機関を紹介するような取り組みというのも、例えば、これまで創業時であるとか、そういったところでやっていることもございますので、これが完璧というか、万全でこれだけで済むというものはもちろんないですし、限界があるわけでございますが、こういった少し機能というのも充実させていくことが大事ではないか。それから、本当になかなか難しければ政策金融の世界、日本公庫といったところにも融資という面で丁寧に相談、対応をお願いしていく、こういったこともあるんじゃないかということでございますが、いずれにしても、今般の制度改正が現場に浸透して、その目的をちゃんと果たしているかどうか、こういったモニタリングをしっかり行っていくということでございます。

概要は今、申し上げたとおりでございます。

それから、資料4の報告書のほうでございます。分厚い資料なので微に細にご説明いたしません、まず、全体の構成として1ページ目から15ページぐらい目までは前回論点整理ということで出していた資料にいろんなグラフであるとか、注釈であるとか、こういったことを加えさせていただいて、全体のまず中身を書かせていただいております。

その上で、真ん中ぐらいのところには資料編というか、まず、信用保証というのはどういったものか、今の最新のデータ、こういったことを修正して載せさせていただいております。その上で、3段階目としては、るる議論をこの審議会ですべてさせていただきました。特に、ことしに入って4月、5月、7月と、例えばライフステージごとのどういうお金の貸し方があって、それにはどういうリスクがあるから信用保証の機能はどんなのかといった議論を、これはいろんな例も紹介させていただいておりますので、これをつけさせていただいておりますし、それから、5月にやりましたセーフティネット保証についてのお話で、今5号の話をいたしました、そのほかのところはどうなっているのか、それは基本的にはそのままいいんじゃないかというようなことが結論でございましたが、そういった資料がございます。

それから、7月には経営改善、再生の話、それから保証協会の運営の話、それから国際比較、こういったことがございましたので、この辺も全体、アップデートできるところは

アップデートして載せておるわけでございます。

少し戻りまして、1ページから変わったところだけ、概要は今ご説明しましたのでざっといきますと、1ページのところの目的のところ、先ほどの概要の資料にも載っていますが、キーになる資料であるとかデータはこの中に入れ込んだ形で報告書にしてございまして、例えば、ライフステージのイメージというのは載せた上で最初の目的のところを書かせていただいております。この辺は余り前回と変更ございません。

ずっと飛んでいただきまして4ページのところでございしますが、4ページから5ページにかけて、まさにプロパー融資というのが今、それなりに規模が大きくなっていけば、業歴が上がっていけば入っておりますよと、一度お出しした資料を4ページに書いてございます。ただ、小さいところは少しまだプロパー融資というのは入りにくいところがあって、そういうのもあって、今回の小規模事業者への100%保証の額を少し上増しする、こういったことも全体として整合になってくるのかなということでございます。

それから、5ページのプロパー融資の例を載せてございしますが、これもこちらの資料でも一度ご説明させていただいておりますけれども、プロパー融資が仮に余り入ってなくて、残念ながら保証協会に少し業績が企業さんも悪くなって、保証つきばかりになってしまうと、なかなか助かるものも助かりませんよというようなお話が上の例でございますし、逆に下の例は、これは非常に、例としては稀有に優秀だということでもありますけれども、プロパー融資というのをうまく使いながら、保証をうまく使って立て直したようなケースを載せさせていただいております。こういったのでわかりやすくさせていただいて、それから6ページでございますが、6ページのところで真ん中より1つ上、1-2-2と書いた上のところに、先ほど申し上げたメインバンクが十分な融資を行い、仮に行えない場合には、保証協会が他の金融機関をご紹介しますような話、それから、例えば中小企業の支援機関、団体さんも含めて資金繰りのご相談がされた場合には、速やかに保証協会につないでいただいて、連携して当たっていきいたいというようなことを書いてございます。

それから、6ページの真ん中ぐらいからライフステージごとの各論を書いてございますが、創業期①のところは、先ほど申し上げましたように、実際、具体的な拡充の中身、数字まで含めて書き込んでおります。

それから、7ページの下のところは、今度は小規模事業者のところについても同じように数字まで書き込んだものになってございます。

それから、8ページに参りまして8ページのあたり、この辺は再生局面のお話を書いてあるところでございます。大きく書きぶりは変わってございませませんが、3段落目で、再生局面において前期対応を円滑に進める、つまり、できるだけ早目に改善計画をつくって立て直していくというためには金融機関の支援姿勢が鍵になります。なかなか一般的に業況が悪くなると新規資金は出しにくいところがありますが、ここで一定程度のプロパー融資を維持していただいて、金融機関の支援姿勢をしっかりとっていただきたいということをもう一度書いてございます。

それから、8ページの下の欄外には少し注釈を書いています。1つ目は、地方自治体の求償権の放棄条例の話でございまして、これは保証協会が代位弁済をした際に補填をするというような取り決めが自治体の中である際には、再生の局面で債権カットをしようとする議会が議決が要るというような話でございました。これについて今、半分ぐらいの自治体ではこれの取り組みをしていただいておりますけれども、まだ半分ぐらいはできていないところがあって、これは私どもの管理職も含めてこの必要性をお話ししながらお願いをしているところでございますが、これについての注釈を書いています。

それから、経営者の個人保証ということで、個人保証ガイドラインというのができて2年半ぐらいたってやっておりますけれども、こういったところについても、特に保証協会の運用というのをもう少しやっていく必要があるだろうということで、今の実態を書いています。

それから、9ページ目に参りまして、先ほど申し上げました信用補完制度以外の取り組みということで、2つポツがありますけれども、平時からの金融機関と事業者のお付き合いの仕方、こういったことをうまく整理してしっかりお示ししていくのが大事なんではないかということでございます。これは、この委員会の中でもご議論をいただいているものでございます。

それから、次は先ほど申しましたように、各地域によって各支援機関が連携しながらやっていくのがいいのではないかということでございます。

その他、9ページのところは余り変わりございませんで、10ページでセーフティネット保証に入っております。どういう種類のものがあつたのかという表をつけ加えた上で、主には5号のお話をしております。

それで11ページのところに参りまして、11ページの3段落目です。このため、新たなセーフティネット保証を創設することが有効であるというところでございますが、もともと、このセーフティネット保証、新しいものをつくるということでございますが、特に国際化のところの議論、7月の議論でもございましたが、リーマンショックのときは4年ぐらいこれ続けてしまつたので、やはり早く始めることも大事だけれども、しっかり見きわめをして、影響がなくなれば副作用が大きく広がらないような段階であらかじめ期限を定めて、これはやめるような仕組みもビルトインしたほうがいいのではないかということで、ここでは適用期限を原則1年とするなど、あらかじめ区切ってという書き方にさせていただいています。原則ということなので、正直、1年ぽっきりのかということ、そこは見きわめながらやらなきゃいけないということは当然でございますので、多少の遊びを持ちながら、これ、制度設計を引き続き考えていきたいと思っておりますが、記述としてはこういった形にしております。

それから、このセーフティネット保証のところは12ページ、13ページのところには、まさに100%保証の弊害ということで、マイクロで見たときの例として、図5というのを例を

載せさせていただいております。それから、13ページのほうはマクロとして先ほども17万者までは続けていますよというお話を載せさせていただいております。こうならないように未然の防止措置として今回の制度改正をしていこうということでございます。

それから、13ページでございます。ここから信用保証協会の業務のあり方ということでございますが、まずもって、欄外のところに書かせていただきましたが、いろんな、いわゆるガバナンスということで考えていったときに、特に保証協会の理事の方々の選び方というお話については、やはり議論があるところでございまして、これについては14年10月に監督支援を改正して、透明性を高い手続をとるということになっていきますので、これは着実に進めるということがまず1つでございますので、これを書かせていただいております。

その上で14ページに参りまして、1つ目の段落には、先ほどの、仮にうまくいかない場合の話が書いてあります。それから、②のところということで、経営支援・事業再生の促進というところで、メインバンクの方に支援をしっかりといただく、他方で保証協会も、例えばメインバンクが残念ながら実情不存在というような場合には経営支援にもっと頑張りたいということで、再生局面のお話、中心に書いてございます。そこで、再生だけではなくて、例えば創業期、こういったものについては、やはり保証協会の支援というのが大事なところでございますので、中小企業のライフステージ局面の必要に応じてという書き方をさせていただいております。

それから、3つ目の段落でございますが、保証協会の回収業務であるとか、こういったものについても、回収の最大化を主眼としてこれまでももちろん対応していただいているんですけども、別途、経営者の再チャレンジの目線というのも大事なんじゃないか、このバランスをどうとっていくかというところで、簡単ではないんですけども、今までも代位弁済後も事業を継続しながらしっかりやっている経営者の方には、いわゆる求償権消滅保証といった呼び方をしていますが、しっかり求償権を新しいローンで埋めて、もとの正常化に戻すようなやり方もしております。こういった取り組みを初めとして、これからあと何ができるのかというところ、かなり運用のところでございますけれども、回収のやり方というのも考えていこうじゃないかということだと思えます。

それから、14ページの一番下のところで「また」ということで書いてございますが、保証協会、やはり、51ございますので、少しずつやり方が違うところがございます。それから、分野によってはこの協会すごくいいというところもございますし、少し残念ながらというところもないわけではないということでございますが、いい例を、やはり横展開していくということが非常に大事だと思いますし、こういうのが効率的なんだというものがあれば、そういうやり方を普及させることが人的リソースに限りある中でいいお仕事ができるということでございますので、まさに、連合会、村山会長にもいつもいらっしやっただいていますが、機能としてこういった横展開みたいなものをしっかりやっていただきたいというようなことでございます。

それから、変わったところを申し上げますと、最後の1.6.円滑な施行ということで15ページの下のございますが、当たり前なんですが、事前周知の徹底ということで、これは役所のほうでやるのはもちろんのことのございますが、きょうお集まりいただいている、例えば保証協会、もちろんのございます、それから金融機関の皆様、それから各団体の皆様へのお願いということではございますけれども、今回の制度改正の趣旨、こういったものを、きょうどこかでまとめた段階でも、少しまだこの制度をスタートさせるまでに時間がありますので、徐々に浸透していくような形でお話をしながらやっていただきたいなと思っております。

それから、15ページ最後にモニタリングということで、これはしっかり中小企業庁、金融庁を中心に、今回やりたいことができているのか、それから、資金調達に支障が生じていないかということをしかりモニタリングさせていただいて、必要があれば、制度は生き物のございますので、また、レビューを行って必要に応じて見直しを行っていくということを書かせていただいております。

あとは、16ページの下の注釈のところ、金融機関さんのほうでできるだけ顧客目線に立ったご対応をしていただきたいということ、当たり前ではありますけれども書かせていただいているということのございます。

その後はいろいろ資料つけておりますが、先ほどご説明したような構成のございます。

私からの説明は以上にさせていただきます。

○家森座長代理 どうも、ありがとうございます。

この第1回が2015年の11月ですから、1年少しの間議論を今のようにまとめていただいたということのございます。

それでは、まず、委員の先生方から順番にコメントをお願いするということで、恒例により、河原先生からお願いしたいと思います。

○河原委員 ありがとうございます。公認会計士、税理士の河原のございます。

この1年、信用補完制度の見直しの議論に参加させていただきまして、皆様の貴重なご意見を伺い、また、発言の機会をいただきましたこと感謝申し上げます。今回の見直しは金融機関と事業者の新たな寄り添いの機会の提供となり、中小企業の発展を支える制度として健全に運用されることを願っております。

本日いただきました資料ですが、まず資料3のセーフティネット保証によるという所の右側の大規模な経済危機の備えについて、上のポツで別枠100%保証というところに、できましたら、適用期限原則1年というご説明がありましたが、ここにも記載があったほうがよろしいのではないかと思います。概要だけご覧になって終わりにされる方が多いと思いますので、今回、この1年というのはとてもインパクトがあることのございますので、ぜひ、原則1年という文言をつけ加えていただきたいと思っております。

資料4につきましては、こちらについては、異論はございません。

本日は、少し、今後について3点ほどお話しさせていただきます。

まず1点目がモニタリングについてですが、中小企業庁さんと金融庁さんで連携するとございますが、一般的には金融庁さんに対してはどうしても不安がございます。事業性表記をきちんとしている金融機関を本当に評価していただけるのか、もしかしたら金融機関の人的評価まで視野に入れなければ実効性がないのではないかという声も聞こえてきております。

私は、現在の金融庁さんに関しては、不安だけではなく、期待も持っておりますので、できましたら、少しの後ほどご説明をいただけたらと思います。

2点目が、将来の保険料率や保証料率の見直しについてですが、今回の制度改正による影響をきちんとデータ分析することが、ここをしっかりと実施していただき、それをきちんと情報公開をし、できたら、委員には適時にご説明をいただきたいと思います。

この制度のモニタリングをどう進めるかが、この制度の維持のためには、極めて重要であると考えていますので、よろしく願いいたします。

3点目が、保証協会さんについてです。各地域の保証協会さん、今まで以上にガバナンスや経営支援強化が求められております。やるべきことがたくさんございますが、ぜひその解決のためには、各地域にいる公認会計士をご活用いただけたらと思います。

連合会さんにつきましては、今後、保証協会さんの位置づけは、今まで以上に高くなり、現在、一般法人ですが、襟を正した姿勢を社会的に示すという意味で、ステージをアップして公益法人となることが、この制度の意義のためにはよろしいのではないかと考えます。いかがでしょうか。ご検討いただけたらと思います。

最後に、団塊の世代の経営者が、今後5年の間に引退期を迎えると予想されている中、金融機関の皆様もお集まりですので、未来に向けた地域経済の発展の視点で、次の世代へつなげていただけるようお願いいたします。

喫緊の課題であります事業承継の加速化のために、今回ご説明にもございました、信用補完制度の見直しの中で新たなメニューも追加されますが、経営者の個人保証の問題も含め、また、先ほど課長からもご説明ありました、未然防止を促進するというコンセプトもございます。

新たな方策につきまして、迅速なご検討をお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

○家森座長代理 ありがとうございます。今コメントについてのリプライは、まとめでのほうがよろしいですか。

わかりました。

続きまして、小林先生、お願いいたします。

○小林委員 ありがとうございます。弁護士の小林信明でございます。この1年、このワーキンググループに参加させていただきまして本当に勉強になりました。皆様方に感謝申し上げます。

このワーキンググループの成果が中小企業等の事業の発展を支える持続可能な信用補完

制度の確立に役立てば大変幸いです。

報告書案ですが、全体的に異論はございません。目的やリスク分担の考え方、ライフステージ、各局面における施策についても踏み込んで書かれおり、全体としてバランスがとれていると思います。

また、具体的な数字が入れられている点についても評価できると思います。例えば、先ほど河原先生からご指摘がありましたとおり、大規模なセーフティネット別枠100%の部分については原則1年であるとか、あるいは、5号のセーフティネットについての保証割合を100%から80%に変えるとか、創業支援の限度額を拡充して2,000万までにするとか、こうした具体的な数字を織り込むことによって、今後の施策の具体性がより増すのではと思います。

私は、この報告書が出て後のことが気になるところでございますので、その立場から申し上げます。

まず、保証協会の今後の業務について、実効性を担保する手段はどのようなものがあるのかということです。これは、報告書にも書いてあるように、実効性を担保するために、各保証協会や各金融機関のプロパー融資の状況等について情報開示、見える化を行うということでございます。

これについては、どのように情報開示するのか、その具体的な方法が重要だと考えております。また、この関連で連合会の役割の大きいと思います。過去、各保証協会で、運用にばらつきがあるという指摘もある中で、連合会が全体をいい方向に導いていけるよう、指導力を発揮していただくことが重要でありますので、その役割に期待しております。

それから、これは信用保証補完制度ではありませんが、初期症状の段階で中小企業の経営改善を図るために、平時からの資金繰りや採算管理等を施す施策や円滑な事業再生等を促進する方策について検討を始めるという記載がございます。私は、これは、非常に重要だと思いますので、ガイドラインなどの形にするのがよいのではと考えておりますが、是非、この検討を進めていただきたいと思います。また、各地域で金融機関や保証協会、支援協議会が全体として調和できる支援体制を強化するというのも肝要ですので、こちらも是非検討していただきたいと思います。

そして、モニタリングについてでございます。このような制度改正が行われる、あるいは検討を進めるということについて、それがどのように行われていくかが大切ですので、モニタリングは非常に重要になります。報告書には、中小企業庁と金融庁は十分に連携して、現場で目的が果たせるようモニタリングを行うとありますが、その方向でモニタリングの方法について十分にご検討をいただきたいと存じます。また、今の段階で何か方向性をご説明いただけるのであればお願いできますと幸いです。

○家森座長代理 どうも、ありがとうございました。

続いて、私のほうからも簡単にコメントさせていただきます。

まず、きょうの本文といたしますか、資料4について、私も全く異論ございません。むしろ

ろ私たちの意見を非常によくとり入れていただいて、今回の報告書をつくっていただいたと感謝をしたいというふうに思っております。

今回、決まったことは、多くの金融機関の方々、あるいは保証協会で先進的な取り組みとしてではあるかもしれませんが、既に実行されていることをほかの協会、あるいは金融機関の方々にもやっていただくという意味で、ボトムをぐっと引き上げるような形になっていくのではないかとこのように思っております。

既に行われている、よいと思われているようなモデルについて、これを私どもはこの1年間教えていただいたわけですが、それを全ての協会、金融機関で実施していく体制を整えていただくということだろうと思っております。

この間、私自身は、関西の学校に勤めておりますので、関西の協会や、あるいは東海地方の協会の方々にも学校に来ていただいたり、面談をしていただいたりしながらいろいろと実務を教えていただきました。そして、多くの協会がこういうことを実際取り組まれているということを強く印象として持っています。ぜひ、これがこれから本当に全国で、かつ、末端まで広がっていくことを期待しているところでございます。

さらに今回、我が国経済の課題であります創業や事業承継について、信用保証制度でできることの枠を広げるといふようなことも、この方針の中に入れていただいております。それとともに、特に金融機関、あるいは中小企業団体の方々からご要望のあった小規模事業者向けの資金繰り支援というものについても枠の拡大をご提案することになっております。

ただ、この文書で言いますと7ページのところでありますけれども、7ページの最後に1,250万円から2,000万円に拡充することが有効と書いてありますが、この前段として、要は、小規模事業者は経営が急変する場合が少なくないが、こうした場合にも新規資金の需要を容易として、経営の立て直しを可能とするべくという条件がついております。慢性的に何もしていないのに2,000万というわけではなくて、この上限を増額する部分についてはぜひ、小規模事業者の経営の立て直し、あるいは新しいビジネスへの挑戦というようなところでご活用いただいて、借入れがただ単にふえるだけということにならないよう、この趣旨を生かしていただけるような運用をしていただきたいと思いますと考えております。

それから、今までの協会の業務からすると、質的にかなり難しい業務を担っていくことになると思います。協会自身も長年、中小企業の、まさにここの報告書のタイトルに出ているように、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支えるという観点で保証業務を行ってこられたわけですが、今後、企業支援業務という、必ずしも保証と結びつかないような部分についても期待がされているということになってくるかと思っております。

この部分については、これからの新しい業務ですので、個々の協会としても当然、試行錯誤という部分があるかと思っております。ぜひ、この部分については一生懸命勉強していただき、研究していただくという意味で、この15ページのところの各保証協会の対応能力というところには、単に、あるものを横から学んでくるというだけでなく、みずから新しい

ものを考えていっていただくこと、単に真似することだけでは難しいですので、ぜひそういうような形で、今後、この分野の質的な向上にご貢献いただければというふうに感じております。

私のコメントは以上でございます。

本日、欠席の三神委員からもコメントいただいているそうでございますので、これについては事務局のほうからご紹介いただきます。お願いいたします。

○小林金融課長 三神先生からコメントを預かってございますので、私から口頭でポイントをお伝えしますと、今回の全体の報告書についてのご意見というよりは、それを前提にして保証協会と金融機関のリスク分担だけではなくて、金融機関の間における業務提携や、ノウハウ供与によるリスク低減、こういったものについてのお話ということで、主に、金融機関さんのお仕事の仕方というか、こういったことへのコメントでございます。

何点かございますけれども、ご紹介いたしますれば、1つ目として、やっぱりマイナス金利政策や事業性評価業務のコスト増大で金融機関の業績が少し悪化する可能性もあるけれども、いろんな努力の余地があるのではないかとということで、例えばということで、動産担保融資による経営助言品質の向上をもっとできるのではないかと、それから、業績連動型金利など、企業側の需要に応じると同時に、金融機関側の収益向上にもなるような柔軟な商品開発という手もあるのではないかとという点。それから、これは少し今回の報告書にも触れましたけれども、保証協会と金融機関のシステムのICT化促進もあるのではないかと。例えば、金融機関からファクスで受け取ったデータをまた保証協会のスタッフの方が手入力してといったものを実際、三神委員も見られていて、そういったところをできるだけ自動にしていければ、それは効率的になっていくだろうということでございますので、そういったものもしっかりやってはどうか。

それからまた、フィンテックというAIなどを使った金融手法もございますので、中小企業融資という点でもこういったものにも本腰を入れていったらどうかというお話。

それから、金融機関が業種横断的に地元の企業が、いろんな企業群があるとして、そういったところに試験的な新商品の開発なんていうのをもう少しやっていってもいいのではないかとというようなお話でございましたので、こういったものはこの保証のお話しそのものではございませんけれども、それをベースにしながらやっていったらどうかという1つのご提言だというふうなことだと聞いてございます。

○家森座長代理 どうも、ありがとうございます。

今、3人の委員、それからご欠席の三神委員も含めて4人の委員から意見、および質問も若干ございましたので、事務局、あるいは金融庁のほうから補足説明をお願いしたいと思います。

○小林金融課長 まず、河原先生からセーフティネット保証の、新しいセーフティネット保証の適用期限1年というのを書き込んだらどうかということでございました。これは小林先生からもいただきましたので、本文に書いてございますので、こっちにも書く方向で

と思います。

それから、河原先生から今後の話、モニタリングの話を中心にお話しいただきました。金融庁に後ほどまたお話をいただくとしまして、それ以外のところで言うと、保証料、保険料、こういったもののデータ分析が必要ということはおっしゃるとおりでございまして、今回の制度の運用状況をしっかり見ながら、必ずここは解析をして、それをやっていかなきゃいけない部分だと思っておりますので、それはしっかりやりたいと思います。委員の皆様方にも適時、こういったお話をしていきたいと思っております。

それから、保証協会のお話は少し後で連合会のほうがいいかもしれませんが……。それから4つ目は、事業承継の時期が、大変革期がやってくる、今もそうだと思いますが、おっしゃるとおりだと思います。これは保証だけでできる仕事ではないので、私ども、この範囲でできることはしっかりやらせていただいて、それは承継、経営者保証のガイドラインとか、ああいうものの問題はあると思っておりますので、金融面から何ができるかということは引き続き考えていきたいと思っておりますし、これは各団体さんというか、金融機関の方々にもいろいろ、一緒に考えていただきたいというところでございます。

それから、小林先生からお話がありましたところで、保証協会の業務の見える化、それから連合会の役割、これはおっしゃるとおりだと思います。後ほど、村山会長にも少しお話をいただければと思います。

それから、いわゆるガイドラインといいますか、平時からのつき合い方というのはいつもお話しさせていただいて、私もそういうものがもしできていけば非常にいいなと思っておりますので、これはどういったやり方があるのか積み上げになっていくと思っておりますので、しっかり考えていきたいと思っております。

それから、モニタリングもやり方次第で魂がどう入るかというのはおっしゃるとおりでございまして、これもしっかりやっていく、資金繰りに迷惑かけないというのは当たり前でございしますが、今回のコンセプトであるところの経営改善は進んだのか、それから、家森先生からお話しありましたように、いいところにみんなボトムアップを追いつかせていくということがどれだけできていくのかということだと思いますので、これはしっかり、まさに見えるような形でやっていくということだと思いますので、これは定期的に公表することも含めて、しっかりモニタリングをしていくということで考えてございます。

家森先生からいただいた点もおっしゃるとおりでございまして、小規模事業者の資金繰りのところ、新規であるとか再生であるとか、少し伸びしろで使ってくれというお話だと思いますので、ここはぜひ、現場の運用でそうしていただきたいなというふうに思っておりますし、保証協会のやり方が難しくなっていくというところでございます。私どもも、例えば、経営支援については補助金みたいなもの、10億円ちょっとでございまして、来年度もここについては手当をしっかり予算でさせていただいて、しっかりお支えをしていこうというふうに思っております。

とりあえず、以上でございまして。

○家森座長代理 ありがとうございます。

私も金融庁のいろんな研究会等にも参加しておりまして、こういう事業性評価を推進するというのは金融庁さんのお考えにもおおむね合っているんじゃないかと思いますが、多々、委員からも今後についてご質問がございましたので、ご説明を、金融庁の伊野さんからお願いいたします。

○金融庁 伊野監督局総務課長 ありがとうございます。今後の金融庁としてのモニタリングのやり方ですが、特に、河原委員から事業性評価に基づく融資のところはどう、しっかり金融庁としてモニタリングをしていくのかというご質問をいただきました。

既に金融庁としましては、各業態別のいろんな産業の業態別の勉強会ですとか、そういったことも部内的にやっております、外部の専門家の皆様をお招きして、いろんなお話を伺って職員のレベルアップを図っているということをしております。まずもって、金融庁の職員一人一人がいろんな意味でレベルアップをして、金融機関の皆様としっかり話をさせていただける環境をつくっていくということが重要だと思っております。

その上で、金融機関の方々との話の進め方という意味では、先般、ベンチマークを公表いたしました、55項目ですけれども、そういったもので金融機関の皆様、その中から自分たちに合った目標設定をしていただくということで今後のモニタリングの中心としてやっていきたいと考えております。その中には、当然のことながら、事業性評価に基づく融資をどのように進めていって、成果を出していただくのかというような指標も数多く含まれておりますので、多分、各金融機関におかれては、みずからの仕事の仕方の中でどの指標を使って目標としてやっていくのかということを決めていただいていると思いますので、そういったものを見ながら、客観的数値もそれである程度把握できると思いますので、それに基づきながら、各金融機関がどのように事業性評価融資を進めていらっしゃるのかということをお話をしていきたいと考えております。

その中で、各金融機関と金融庁財務局で話す中で、それぞれの指標の数字を見ながら、例えばいい数字の伸びがあるというところであれば、一体どういう取り組みがそういう効果を生んでいるのかということをお話として教えていただく、あるいは必ずしも目標としていたような、ないしは、思っていたような数字が出ていないのであればどういうところに原因があるのか、あるいは今後どういった手をとっていくのかというようなことを対話していくことになると思います。その中で、我々としてもいい取り組みをいろいろと公表させていただくことによりまして、ほかの金融機関の参考にもしていただけるような、そういったことを進めていきたいと考えております。

そういう、一朝一夕にすぐに何か事業性評価融資を金融庁としてどうやればよくなりますというような知恵があるようなものでもありませんし、地道にそういった取り組みを続けることによって、各金融機関の皆様がしっかりと中小企業の皆様と向き合ってしっかりと中小企業の経営支援をしていただけるような環境をつくっていきたいと考えております。

○家森座長代理 ありがとうございます。

今回、信用保証制度についていろいろ見直しをしていく中で、これは金融機関に対して信用保証制度を使うなどというふうなことではないとは思っております。まさに、金融監督行政でも事業性評価をして、企業を支えるときに必要な信用保証はどんどん使っていただく、お客様を見ながら、今までのように保証制度を使うことによってお客様を見ないというふうなことではないようにしていくということで、決して保証制度を使うなどというわけではないというふうな理解でよろしいでしょうか。

○金融庁 伊野監督局総務課長 もちろん、そういうことでございまして、当然、いろんな企業の場面において、例えば、金融機関、幾ら努力して企業を支えても、みずからのリスクだけではなかなかこれ以上支え切れないというところに至ることもあると思います。そういうときに、適切に、例えば信用保証を使ってリスクをある程度分散しながら、さらに支援をしっかりとやっていくというふうな局面が典型的な使い方だと思いますけれども、ほかにも、ある意味、非常に信用保証、今回の制度改革も含めてしっかりと金融機関もある程度リスクをとり、一方で、必要な信用保証を使いながら、さらにリスクを分散しながら応援していける制度というふうにつくっていかうという趣旨でございまして、うまくこの信用保証制度を使いながら、企業の支援をしていただくということが金融機関に最も求められているということではないかと考えております。

○家森座長代理 非常に明快にご説明、ありがとうございます。

では、村山会長のほうから、ご質問が先ほど幾つかあったので少しコメントいただいでよろしいですか。

○全国信用保証協会連合会 村山会長 それでは、ご指名でございまして、発言をさせていただきますと思います。

改めまして、全国信用保証協会連合会の村山でございまして。まずは、きょうはこれまでの金融ワーキンググループでのご議論を踏まえまして、最終的な取りまとめ案をご提示いただいたわけでございます。委員の先生方におかれましては、昨年11月以降、大変ご多忙の中、11回にわたる金融ワーキングでのご議論をいただきまして、また、かつ、その合間を縫って各地、私どもの保証協会の現場での取り組み状況であるとか、金融機関との連携の場であるサポート会議などのご視察もあわせていただきまして、さらには、経営支援先である事業者を直接訪問いただきましてヒアリングを実施していただくなど、地域の実情、あるいは現場の声、そういったものをしっかりと踏まえたご議論を精力的に行ってくださいましたことについて、まず、心より感謝を申し上げる次第でございまして。

今回の取りまとめにおきましては、私ども信用保証協会に対しまして、事業者の各ライフステージにおきまして、金融機関の皆様との適切なリスク分担を通じた経営支援、あるいは事業再生に向けた取り組みをさらに一層進めていくこと、それから、そうした中で信用保証を活用いただきながら、それぞれのライフステージにおいて事業者の資金調達を顧客目線に立ってしっかりと支えていくこと、そういったことなどについてお示しをいただいたものというふうな受けとめてございまして。

こうした取りまとめの方向に今後即しまして、全国の保証協会といたしましては、先ほどお話のございました、見える化の課題、あるいは業務の質的、量的な向上の課題など、求められている課題についてより一層努力をいたしましてしっかりとした取り組みを進めてまいりたい、かように考えてございます。

また、全国の保証協会を構成員とする連合会といたしましては、保証協会と一体となってお客様の利便性向上、事務手続の簡素化など、業務効率化とか、あるいはノウハウの共有、その横展開などを一層、積極的に進めるとともに、金融機関並びに関係機関の皆様とのさらなる連携強化に努めてまいりたい、かように思っているところでございます。

連合会といたしましては、保証協会によって設立された団体ということでございますので、そうした点も踏まえまして、保証協会に役立つことで、それがひいては中小企業・小規模事業者の発展につながるんだ、かように認識しておりますので、今後ともこうした立場に立ってしっかりと努力を継続してまいりたいと考えているところでございます。

この間、金融ワーキンググループの委員の先生方におかれましては、信用保証協会の今後のありようについて、顧客目線に立って熱心なご議論をいただきました。このことについて心より改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さまざまご意見、ご指摘をいただいたわけでございますけれども、それらのご発言、ご指摘の意味をしっかりと、意味するところをしっかりと受けとめまして、私ども、信用保証協会としてその使命を全うしていくべく、全力で取り組んでまいる所存でございます。今後とも一層のご指導、ご鞭撻をいただければ幸いです。

今後ともよろしくお願いをする次第でございます。ありがとうございます。

○家森座長代理 ありがとうございます。

河原先生から連合会の法的な性格づけについてどんなふうにお考えになるかというようなご質問があったのですが、それは今後検討されるというような感じでしょうか。

○全国信用保証協会連合会 村山会長 ただいま申し上げたとおり、私ども連合会といたしましては、保証協会によって設立された団体という点を踏まえまして、保証協会に役立つことで、それがひいては中小企業の発展、全体につながる、そういう公益的な役割も果たし得るといふふうに考えてございますので、こうした立場に立って今後とも努力をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○家森座長代理 ありがとうございます。

私の不手際で順番としては申しわけないことをいたしました。他のオブザーバーの銀行の方、あるいは支援機関の方々からご発言を、もしよければお願いしたいと思います。前回たくさんいただいており、おおむね、こちらに既に反映しているかと思いますが、よければ決意表明なども含めてご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

金融界の方々、どちらかいらっしゃいませんか。皆さんよろしいですか。支援機関の方々でどちらか、ご発言をしていただける方はありませんか。

どうぞ。

○日本商工会議所 加藤中小企業振興部長 日本商工会議所の加藤です。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

まずは、委員の皆様におかれましては、昨年来ご検討いただき、また、私どもの意見も丁寧聞いていただきまして、誠にありがとうございます。

本日は3点、申し上げます。

まず、1点目ですが、資料4の11ページの新たにセーフティネット保証を創設するについてです。適用期限は原則1年とするなどあらかじめ区切ってと記載されていますが、それぞれの危機の状況が違うと思いますので、一律ではなく、その都度、実態に即して決めていただければ幸いです。

2点目は、15ページの保証料率等のあり方についてです。記載のとおり、制度の改正の効果等、十分に勘案していただいた上で、ご検討いただければ幸いです。

最後に3点目は、15ページのモニタリング等についてです。中小企業庁および金融庁におかれては、制度改正の動向について十分にモニタリングしていただいて、中小企業・小規模事業者の資金調達に支障が生じないようにしていただければ幸いです。

以上でございます。

○家森座長代理 どうも、ありがとうございました。

ほかに、ご発言のご希望はございませんでしょうか。

どうぞ。

○日本政策金融公庫 大西保険部門長 日本政策金融公庫の大西でございます。

まず、今回の取りまとめが行われましたことに当たりまして、本制度の実施機関の1つといたしまして、関係機関と協力して取りまとめの内容が的確に、確実に実施されていきますように尽力していきたいというふうに思っております。

また、公庫としてマイクロレベルの分析力をさらに強化して、本制度の持続可能性、公平性、安定性等に寄与していきたいというふうに考えております。これは、何を言っているかといいますと、例えば、創業の分野、今、国の重要政策の1つというふうに取り上げられており、本取りまとめの中でも分量を当てて書かれてございますけれども、一方で非常に事故率が高い、通常のケースの2倍程度の事故率になっております。これをさらに見ていきますと、特に創業後、2年目、3年目、4年目の事故率が高い。逆に言いますと、ここをうまく乗り越えますと事故率が一定程度下がるということになるわけで、これを踏まえまして、保証協会さんの中では、創業後の一定期間、定期的に創業企業を訪問して指導されているという協会さんもあるのでございますが、こうしたマイクロレベルでの分析を強化いたしまして、対応策を保証協会さんと一緒に考えていきたい、一部の保証協会さんのベストプラクティスをより普及させるような、こうした取り組みを保証協会さん、連合会と協力してさらに進めていきたいというふうに考えてございます。

○家森座長代理 どうも、ありがとうございました。

ほかに、委員の先生方、よろしいでしょうか。

ほかの省庁の方々でご発言ございませんか。どうぞ。

○財務省 後藤大臣官房政策金融課長 財務省の政策金融課長でございます。これまでのご議論、拝聴させていただきまして、私も大変勉強になりまして、ありがとうございました。

財務省は、財政当局としての立場と、もう1つは政策金融機関を所管している立場というのがございまして、私は政策金融機関、例えば日本公庫の監督者としての立場で今回参加させていただいたんですけれども、見ておりまして、やはり地方創生とか、さまざまな、あるいはサービス産業の生産性向上とか、今、国側の政策の中でいろいろテーマになっている重要テーマについて、きょうここに皆さんお集まりいただいている方々の本当に多くのステークホルダーがおられる、いろんな政策を持っている、それが総力戦として、総合力を発揮するということがすごく大事だと思いますので、我々も日本公庫なり、そういう政策金融機関を監督している立場から、そういう総力戦、総合力の発揮に向けて何かお手伝いできることがあればいいなと思っておりますし、努力をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、もう1点、その関連で、今、日本公庫からもお話しありましたけれども、信用補完制度の最後、裏側に実は政策公庫の信用保険部門というのがございまして、そこに信用保証に関するいろんなデータが集まってまいります。そういうものを分析して、また、信用保証協会のほうにフィードバックしていくということが今後のモニタリングとの実効的にやっていく上で非常に役に立つのではないかと思いますし、また、逆に、事務手続の改善というご指摘が委員の中らございましたけれども、例えば、ICTを活用するというようなこと、こういうようなこともお話し聞いているとまだ紙ベースでやっているようなところが随分多いというようなこともお聞きしますので、そういうようなところの改善もバックオフィスとしての役割を果たしている公庫と十分連携していただいて、よりよいもの、効率的なものにしていただければいいんじゃないかと思いますので、そんなところもこれから、これからの話だと思いますので我々としても一緒にやらせていただきたいと思っております。

どうも、ありがとうございました。

○家森座長代理 どうも、ありがとうございました。

我が国の信用保証制度は、都道府県単位の協会、市町村のところもありますが、各地方に協会があり、さらにその後ろに公庫さんという国がいらっしゃるという、重層的に保証制度がつけられているのが非常に特徴的であり、その特徴をぜひ生かして、今後、中小企業者のためという目的に沿った展開をしていただければというふうに思っております。

ほかにはよろしいでしょうか。

ここまででほぼ全てご意見をいただいたものとさせていただきます。

どうも、ご意見ありがとうございました。

委員会としてはこれで足掛け2年にわたり、合計11回の審議、ヒアリング、また地方視

察などを行いました。それらを通じまして、現場に根差した議論を心がけてまいったつもりでございます。本日、ようやく取りまとめにこぎつけることができました。

関係者の皆様方のご協力に感謝いたします。

本日いただきました、さらなるご意見や細かな点については、これを反映させて最終セットとしたいというふうに思っておりますが、これは村本座長、あるいは座長のご都合が悪い場合には家森のほうに一任させていただくということをお願いしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(出席者一同首肯)

それでは、そのように一任させていただくことにさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

また、さらに本件につきましては、近日開催のこのワーキングの親委員会である基本問題小委員会において村本先生がご報告される予定になっております。最終報告書の取り扱いや金融ワーキングの今後などについて、事務局のほうからさらにご説明をいただきます。お願いいたします。

○小林金融課長 最終報告書は、今、座長からありましたけれども、本日のご意見を踏まえて若干の修正をして、ご確認を村本座長、家森先生にいただいて、その後にホームページにしかるべく公表させていただきたいと思っております。

それから、この金融ワーキングはまさに11回、足かけ2年にわたって大変ありがとうございました。今回でこの保証制度の見直しという当初の目的は一定程度達成したものであると思いますので、今後の開催についてはまた必要な場合ということで、座長、それから委員の皆様とご相談した上で対応させていただきたいと思っております。

そして、私ども政府、中小企業庁の対応でございますが、きょうこういった報告書を少し手直しはあるかもしれませんが、おまとめいただきましたので、これに基づいてしっかり施策を遂行していくということでございまして、今回の開催の中で必要な部分については次期通常国会への法案提出も視野に入れながら対応をしっかりと進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○家森座長代理 どうも、ありがとうございました。

最後に、吉野部長からも一言、お願いいたします。

○吉野事業環境部長 私のほうから一言、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様、それからオブザーバーの各省庁の皆様、各団体、機関の皆様におかれましては、これまでのご議論、大変ありがとうございました。

このワーキンググループと並行しまして、私ども中小企業の生産性の向上でございますとか、ITですとか、あと、事業承継でございますとか、さまざまな課題に関して審議をいたしておりますけれども、こうした課題を抱え、また、今後取り組んでいかれる中小企業の方々にとりましては、金融機関の役割、非常に重要かと思っております。これは資金

の面もあれば、寄り添った形で支援を賜る、この両面で大事かと思っております。

今回の見直しによりまして、中小企業、金融機関、それから保証協会の関係が各段によくなる、これによって資金と成長の好循環がさらに広がっていく、こういうことを期待するところでございます。

先ほど小林のほうから申し上げましたとおり、今後、法案の準備を進めていくということになりますけれども、今回の見直し、先ほど来ご議論がありましたように、法案を出して改正をすればオーケーということではなくて、その後の運用が非常に大事になるということかと思っております。私どもとしましては、この情報の開示をしっかりとやってモニタリングをする、それから、折を見て、またこの場にもご報告をしていくということかと思っておりますけれども、そうしたところ、引き続き、私どもの取り組み、金融機関、保証協会へのこの後の業務に関しまして、委員の方々におかれましても温かくといたしますか、厳しくといたしますか、見守り、ご指導願えればありがたいというふうに思うところでございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

最後に、改めまして委員の皆様、オブザーバーの方々に御礼を申し上げますとともに、私どもとしては、これを政策としてきちんと仕上げていくということをお誓い申し上げます、私からのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○家森座長代理 どうも、ありがとうございました。

きょうは急遽、議事を担当することになりまして、ちょっと議事の進め方に不手際がありまして、どうも申しわけございませんでした。

それでは、閉会といたします。

皆様、本日の審議にご協力いただき、どうもありがとうございました。